

担当者 ID 使用規約

第 1 条 (規約の適用)

1. ファーストサーバ株式会社(以下「当社」といいます。)がビジネス会員(第 3 条第 2 号に定義)に提供する各種サービス(以下「当社サービス」といいます。)に関して、ビジネス会員からの指定に基づき当社サービスの一部を利用する際、この担当者 ID 使用規約(以下「本規約」といいます。)に基づく担当者 ID(第 3 条第 1 号に定義)の登録が必要です。本規約は担当者 ID の登録を行った者(以下「担当者 ID 登録者」といいます。)による当社サービスの利用に適用され、担当者 ID 登録者は、担当者 ID の登録手続きを行った時点で本規約に同意したものとみなします。
2. 担当者 ID 登録者は、ビジネス会員が指定した設定担当者等の各種役割(以下「担当者役割」といいます。)に応じた範囲でビジネス会員のために当社サービスを利用できるものとし、担当者役割の詳細は当社ホームページ上に記載のとおりとします。
3. 担当者 ID 登録者は、善良なる管理者の注意をもってビジネス会員から指定された当社サービスを利用するものとします。
4. 当社のホームページにおいて公開する、または個別に通知する担当者 ID 登録者に関する通知事項については、本規約とともに担当者 ID 登録者に適用されます。本規約と通知事項に矛盾または抵触する定めがある場合、通知事項が本規約に優先して適用されるものとします。
5. 担当者 ID 登録者は、当社サービスの利用にあたり、本規約とは別に定める当該サービスに関する約款(以下「サービス約款」といいます。)に同意するものとします。サービス約款は本規約とともに担当者 ID 登録者に適用されます。本規約とサービス約款に矛盾または抵触する定めがある場合、当該サービスの利用においてはサービス約款が本規約に優先して適用されるものとします。

第 2 条 (規約の変更)

1. 当社は、予告なく本規約を変更することがあります。
2. 最新の規約については当社ホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、本規約の変更が担当者 ID 登録者に対する重大な不利益になると当社が判断する場合、15 日間の予告期間において変更後の規約の内容を担当者 ID 登録者に通知することにより本規約を変更するものとします。

第 3 条 (定義)

本規約で使用される用語について、以下のとおり定義します。

- (1) 「担当者 ID」
ビジネス会員から当社サービスの利用者として指定された者が当社サービスを利用するために必要な専用 ID をいいます。
- (2) 「ビジネス会員」
当社所定の方法によりビジネス会員の登録を行い、当社と会員契約を締結した者をいいます。
- (3) 「認証情報」

担当者 ID、パスワード等、当社サービスを利用するにあたり必要となる担当者 ID 登録者とその他の者を識別するために用いる符号をいいます。

(4) 「 当社提供物 」

当社が担当者 ID 登録者に提供する当社サービスに関する文書(当社サービス用設備に付随する操作説明書等の書類を含みます。)、資料、当社サービス用設備その他の有体物および無体物をいいます。

(5) 「 ビジネスパートナー 」

当社へ事前に届け出ることにより、当社が指定する当社サービスに関して、当社が用意した「取次」、「再販」等の販売方式を利用することを当社から認められた者をいいます。

第 4 条 (通知)

1. 当社から担当者 ID 登録者への通知は、特段の定めのない限り、電子メール、書面、当社のホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載により行う場合、当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 担当者 ID 登録者は、当社からの電子メールについて、担当者 ID 登録者が届け出たメールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼があった場合は、これに対して遅滞なく応答するものとします。
4. 第 1 項の通知を書面で行う場合は、別途担当者 ID 登録者の届け出た住所に対して行うものとし、書面が到達した時点または延着もしくは不到達となった場合でも通常到達すべき時をもって当該通知が到達したものとみなします。
5. 当社は、担当者 ID 登録者に対し、当社もしくは当社のグループ会社(親会社、子会社および関連会社その他の関係会社をいい、これら関係会社の関係会社を含みます)またはビジネスパートナーのサービス、商品に関する情報を通知することがあります。

第 5 条 (担当者 ID の登録と当社サービスの利用)

1. 担当者 ID の申込者は、ビジネス会員から当社サービスの担当者となることを要請され、これをビジネス会員に対して承諾した場合、当社所定の方法により担当者 ID の登録を行い、当社が登録手続を完了することにより、当社との間における担当者 ID 使用契約(以下「担当者 ID 使用契約」といいます。)が成立したものとします。
2. 担当者 ID 登録者は、前項の登録と同時に当該ビジネス会員から指定された担当者役割について承諾し、その登録に同意したものとします。
3. 担当者 ID 登録者は、当社所定の方法により前項で定める担当者役割の登録を解除できるものとします。
4. 当社は、ビジネス会員の求めに応じ、第 2 項で定める担当者役割の登録を解除できるものとします。
5. 当社は、第 1 項その他本規約の定めにかかわらず、担当者 ID の登録を行う者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、担当者 ID の登録を承諾しないことがあります。

- (1) 提出した情報等に虚偽の記載、誤記や記入漏れがあった場合

- (2) 第 13 条(当社による解約)第 2 項各号および第 3 項各号のいずれかに該当する場合またはそのおそれがある場合
 - (3) 過去に当社から担当者 ID の登録を取り消されていた場合、または当社サービスについて、過去に当社からその利用契約を解約もしくは解除され、またはサービスの利用を停止されていた場合
 - (4) 当社の競合他社等に該当し、または当社の事業上の秘密を調査する目的で契約を行うものであると当社が判断した場合
 - (5) 本規約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断する場合
 - (6) 上記各号のほか、担当者 ID の登録をすることを当社が不相当と判断する場合
6. 担当者 ID の登録が解除されると、当社サービスの利用資格も同時に喪失するものとします。

第 6 条 (利用期間)

1. 第 12 条(担当者 ID 登録者による解約)または第 13 条(当社による解約)に該当しない限り、担当者 ID 登録者による担当者 ID の利用期間は、担当者 ID 使用契約が解約されるまで継続するものとします。
2. ビジネス会員から指定された担当者役割に基づく当社サービスの利用期間は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、自動的に終了するものとします。
 - (1) 第 5 条 3 項もしくは第 4 項により担当者役割の登録が解除された場合
 - (2) 当該担当者役割にかかる当社サービス利用契約が終了された場合
 - (3) 当該ビジネス会員の会員契約が終了した場合
 - (4) 担当者 ID 使用契約が終了した場合

第 7 条 (委 託)

1. 当社は、担当者 ID 登録者に対する当社サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を、第三者に委託することがあります。
2. 前項の場合、当社は当該委託先を適切に管理するとともに、当該委託先に対し、本規約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 8 条 (担当者 ID 登録者情報)

1. 担当者 ID 登録者は、担当者 ID を登録するにあたり、メールアドレス、その他の登録に必要な情報(以下「担当者 ID 登録者情報」といいます。)を、当社所定の方法により当社に対して届け出るものとします。
2. 担当者 ID 登録者情報の届出後、変更が生じたときは、担当者 ID 登録者は遅滞なく当該変更内容について当社に届け出るものとします。
3. 前各項の届出を怠ったことで生じた担当者 ID 登録者の損害について、当社は責任を負いません。
4. 担当者 ID 登録者は、当社が会員に別途通知することなく、販売促進またはサービス向上の目的で担当者 ID 登録者情報およびサービスの利用契約にかかる情報を利用すること(当該目的のために当社または当社のグループ会社(親会社、子会社および関連会社その他の関係会社をいい、これら関係会社の関係会社を含みます)の商品またはサービスについての案内等のメールを当社が担当者 ID 登録者に送信することを含みます)に同意します。

第9条（禁止事項）

1. 担当者 ID 登録者は当社サービスを利用して次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告もしくは販売を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (10) 他者になりすまして当社サービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (12) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (13) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (15) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含みます。)する行為
- (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (19) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (20) 国内外の諸法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (21) 当社が別途定めた利用の制限事項に違反する行為
- (22) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害する等、担当者 ID 登録者との信頼関係が

失われ、当社と担当者 ID 登録者との契約関係の維持が困難であると当社が判断した行為

2. 当社は、当社サービスの利用に関して、担当者 ID 登録者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることまたは担当者 ID 登録者の提供した情報が前項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に担当者 ID 登録者に通知することなく、当社サービスの全部もしくは一部の提供を停止し、または前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、担当者 ID 登録者の行為または担当者 ID 登録者が提供する情報を監視する義務を負うものではありません。
3. 前項に定める停止または削除により、担当者 ID 登録者が損害を被った場合であっても、当社は責任を負いません。
4. 第 1 項各号の事由が解消、治癒された場合でも、当社は一旦削除した情報を原状に復帰する義務を負いません。

第 10 条（認証情報の取扱い）

1. 担当者 ID 登録者は、認証情報を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。
2. 認証情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により担当者 ID 登録者、ビジネス会員およびその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 第三者が担当者 ID 登録者の認証情報を用いて当社サービスを利用した場合、当該行為は、担当者 ID 登録者による利用とみなされるものとし、当社はかかる利用に対する一切の責を負わないものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、担当者 ID 登録者は当該損害を補填するものとします。
4. 担当者 ID 登録者の当社サービスの利用に対するセキュリティを確保するため、当社は、緊急の場合を含みいかなる場合であっても、電話による認証情報の確認または再発行の請求には応じないものとします。紛失等により認証情報の確認または再発行が必要な場合、担当者 ID 登録者は、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとします。

第 11 条（知的財産権の取扱い）

1. 担当者 ID 登録者に提供される当社提供物の知的財産権は、すべて当社またはライセンサーその他の権利者に帰属します。
2. 担当者 ID 登録者は当社サービスの利用範囲内に限り当社提供物を使用することができるものとし、当社またはライセンサーその他の権利者の承諾なしに他の目的に使用することはできません。

第 12 条（担当者 ID 登録者による解約）

1. 担当者 ID 登録者は、いつでも将来に向かって担当者 ID 使用契約を解約することができるものとします。
2. 前項の解約を行う場合、担当者 ID 登録者は当社が別に定める方法に従い、当社に対して解約の通知を行うものとします。

第 13 条（当社による解約）

1. 当社は、解約の30日前までに担当者ID登録者に通知することにより、いつでも担当者ID使用契約を解約することができるものとします。
2. 当社は、担当者ID登録者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、担当者ID登録者への事前の通知もしくは催告を要することなく、当社サービスの全部または一部の停止もしくは担当者ID使用契約を解約することができるものとします。
 - (1) 担当者ID登録者が本規約に違反し、改善の見込みがないと合理的に判断される場合、または当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、担当者ID登録者が当該期間内にこれを是正または履行しない場合
 - (2) 担当者ID登録者の行為が第9条(禁止事項)第1項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
 - (3) 担当者ID登録者が第5条(担当者IDの登録と当社サービスの利用)第5項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
 - (4) 破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
 - (5) 信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (8) 担当者ID登録者に対する通知が不達となり、もしくは当社に返送された場合、または当社から担当者ID登録者に対して連絡ができなくなった場合
 - (9) 担当者ID登録者による当社サービスの利用実績が一定期間ない場合
 - (10) その他、本規約の義務を遵守することが困難となる事由が生じた場合
3. 当社は、担当者ID登録者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、担当者ID登録者への事前の通知もしくは催告を要することなく、担当者ID使用契約を解約することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じると当社が判断するものをいいます。以下同じ。)である場合または反社会的勢力であった場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合
 - ア 違法なまたは相当性を欠く不当な要求
 - イ 有形力の行使に限定しない示威行為等を含む暴力行為
 - ウ 情報誌の購読等、執拗に取引を強要する行為
 - エ 被害者団体等、属性の偽装による当社への要求行為
 - オ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
 - (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である、または関係者である旨を伝える等した場合

第14条(秘密情報の取扱い)

1. 当社は、当社サービス遂行のため担当者ID登録者より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、担当者ID登録者が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づく開示要請、または、行政

当局若しくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社は、担当者 ID 登録者の承諾なく当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。

2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）に定める開示請求があった場合、前項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、当社サービスを提供するために必要な委託先、ライセンサー、データセンターその他の事業者（以下、総称して「委託先等」といいます。）に対して、委託のために必要な範囲で、担当者 ID 登録者の承諾なく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は委託先等に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
4. 第 1 項の定めにかかわらず、担当者 ID 登録者は、担当者 ID 登録者情報または当社サービスの利用契約もしくは担当者 ID 使用契約にかかる情報その他の契約に基づき当社が担当者 ID 登録者から受領した情報（ただし、個人情報を除きます）について、担当者 ID 登録者に別途通知することなく当社が当社のグループ会社に提供し、当該グループ会社が販売促進またはサービス向上の目的で担当者 ID 登録者情報および当社サービスの利用契約にかかる情報を利用すること（当該目的のために当社または当社のグループ会社の商品またはサービスについての案内等のメールを当社または当社のグループ会社が担当者 ID 登録者に送信することを含みます）に同意します。ただし、この場合、当社は当社のグループ会社に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

第 15 条（個人情報の取扱い）

1. 当社が知り得た担当者 ID 登録者の個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」および「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に従って取り扱います。
2. 当社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）」に定める開示請求その他法令に基づく請求がある場合、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
3. 当社は、担当者 ID 登録者から取得した個人情報を当社サービスの提供のために必要な範囲で委託先等に提供する場合があります。

第 16 条（免責）

1. 当社は、ビジネス会員と担当者 ID 登録者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、担当者 ID 登録者と第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本規約、サービス約款等に明示的に定める場合を除き、当社サービスについてその信頼性、正確性、完全性、有効性、特定目的への適合性、有用性（有益性）、継続性、権原および第三者の権利の非侵害性について一切保証しないものとします。
4. 当社は、担当者 ID 登録者情報または担当者 ID 登録者の当社サービス利用過程で生じた情報およびデータの一切について、その保管、保存、バックアップ等を含む一切の責任を負わないものとします。

- す。
5. 当社は、システム保全上の理由等により、前項のデータを一時的にバックアップする場合があります。ただし、当該バックアップは、データの保全を目的とするものではなく、当社が担当者 ID 登録者から当該バックアップデータの提供要求に応じる場合であっても、当社は、当該データの完全性、正確性、有用性または可用性のいずれも保証するものではありません。
 6. 当社は、担当者 ID 使用契約が終了した場合は、終了事由のいかんにかかわらず、担当者 ID 登録者情報を担当者 ID 登録者に通知することなく消去できるものとし、これにより担当者 ID 登録者に何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
 7. 当社は担当者 ID 登録者に対し、当社に故意または重過失がある場合を除き、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の種別を問わず、何ら損害賠償の責を負わないものとします。
 8. 担当者 ID 使用契約に関して当社が担当者 ID 登録者に負う損害賠償責任の範囲は、直接の原因により担当者 ID 登録者に現に発生した通常の損害に限るものとし、予見またはその可能性の有無にかかわらず特別事情による損害については責任を負わないものとします。
 9. 担当者 ID 使用契約に関する損害賠償額は、担当者役割にかかる当社サービス(当該損害の発生事由となった契約分)の利用料金としてビジネス会員が当社に現に支払った額の 1 か月分を上限とし、当該損害の原因となる事由が生じた月を含めた過去 12 か月間の月次料金の平均によりこれを算出するものとします。

第 17 条(損害賠償)

担当者 ID 登録者は、本規約に定める義務の履行もしくは不履行または当社サービスの利用に起因して当社または第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。

第 18 条 (地位または権利の処分禁止等)

担当者 ID 登録者は、本規約に基づく担当者 ID 登録者としての地位および担当者 ID の権利その他本規約によって生じる権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することはできません。

第 19 条 (裁判管轄)

担当者 ID 登録者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条 (準拠法)

本規約の効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 21 条 (協議等)

本規約に定めのない事項および定められた項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議のうえ解決することとします。なお、本規約のいずれかの部分が無効である場合でも、本規約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な定め

を無効な部分と置き換えるものとします。

附 則

本規約は、2015年2月5日に制定し、同日より効力を有するものとします。